確定負担金報告書及び附表作成要領

令和６年度確定負担金報告書（以下「報告書」という）及び附表の作成に当たっては、令和４年９月発行の「地方公務員災害補償基金関係法令集」（以下「法令集」という）を参照するほか、次の事項に留意のうえ誤りのないようにしてください。

なお、団体内において会計別、所属別に負担金を算定する場合であっても**主管課において全体を取りまとめて作成し、一口にまとめてお振り込みください。**

１　報告書及び算定基礎について（別紙様式第１３号）

（１）「概算負担金算定額」は、昨年算定済みの令和６年度概算負担金報告書の概算負担金算定額（過年度からの充当額がある場合は、充当前の額）を記載すること。

（２）「給与費総額」は、地方公務員災害補償法第２条に規定する職員に対して、令和６年度中に支払われた給与費総額を記載すること。ただし、給与費総額に子ども手当及び児童手当が含まれている場合は、手当の支給総額から除くこと。

（３）「退職手当額」は、給与費総額のうち令和６年度中に支払われた退職手当の支給総額を記載すること。なお、北海道市町村退職手当組合に加入している団体については、当該組合に対する負担金を給与費総額及び退職手当額に含めないこと。

（４）「給与の総額」は、給与費総額から退職手当額を除いた額を記載すること。

（５）金額は、すべて円単位まで記載すること。なお、**確定負担金算定額に１円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てすること。**

（６）「職員数」は、令和６年度決算書の人数を記載すること。解散団体については解散日の在職者数とする。

（７）「職員区分」については、地方公務員災害補償基金業務規程第３３条（法令集Ｐ２７４参照）の定めによるほか、次の職員を含む。

①義務教育学校職員

市町村及び一部事務組合は該当しない。

②義務教育学校職員以外の教育職員

教育庁及び教育委員会に勤務する職員
小中学校の用務員
スクールバスの運行に従事する職員
看護学校の職員
学校給食組合等、教育関係の一部事務組合に勤務する職員

③消防職員

消防本部及び消防署、消防組合に勤務する**事務職員**

④電気、ガス、水道事業職員

簡易水道、営農用水道、上下水道事業に従事する職員
電気、ガス、水道事業団体に勤務する**事務職員**

⑤運輸事業職員

過疎バス（有料）及び索道（索道事業に限る）により旅客を運搬する事業に従事する職員、運送事業に従事する**事務職員**

⑥清掃事業職員

し尿処理、塵芥処理事業に従事する職員、清掃事業団体に勤務する**事務職員**

※前頁の③～⑥は直接その事業に従事する職員のほか、事業に関する事務に従事する職員も含みますので、ご注意ください。
例　消防本部に勤務する事務職員　⇒　職員区分：消防職員
〈参考〉地方公務員災害補償基金発行「災害補償 2020.4 号 Vol.564」P48

（8）　算定基礎の「職員数」、「給与費総額A」、「左のうち退職手当額B」、及び「給与の総額C」の数値は、「職員区分別給与費総額等集計表」の各職員区分別小計の数値と一致すること。

（9）　算定基礎の「差引過不足額G」の額が過納となった場合は、当該額に△印をつけること。

2　「職員区分別給与費総額等集計表」について

本表は、職員区分別に附表１、２、３を集計するものであるが、各項目の数値を算定基礎の職員区分の順に記載すること。

3　附表１「会計別給与費決算額に関する調」について

本表は、令和６年度の各会計の歳出決算事項別明細書（以下、「決算明細書」という）に基づき、常勤職員の給与費決算額を職員区分別に分類し、次によりそれぞれ記載すること。

（1）「会計名」は、各表ごとに該当する会計名

（2）「科目」は、給与費が計上されている科目名

（3）「職員数」は、当該科目から給料等が支出されている常勤の職員数
※決算書に再任用職員が含まれている場合は、その人数も計上すること。
※決算書に常勤職員に準ずる非常勤職員(以下、「常勤的非常勤職員」という)が含まれている場合は、その人数を除算すること。
※決算書に基金の補償対象外の会計年度任用職員等が含まれている場合は、その人数を除算すること。

（4）「給与費決算額」は、令和６年度の決算明細書に計上された当該科目の給料及び職員手当の額とその計
※決算明細書と異なる額を記載する場合は、理由を決算明細書の余白等に記載すること。
※給与費に再任用職員分が含まれている場合は計上すること。
※給与費に常勤的非常勤職員が含まれている場合は計上すること。

（5）「給与費決算額①のうち控除する額」は、当該科目の給料及び職員手当の額に次に掲げる額が含まれている場合は、それらの控除すべき額
①　子ども手当及び児童手当
②　議会議員に対する報酬（期末手当等の各手当含む）
③　常勤職員に準ずる非常勤職員(以下、「常勤的非常勤職員」という)、臨時職員、及びその他の非常勤職員に対して支給する給料及び職員手当（時間外、通勤手当等を含む。）
④　北海道市町村退職手当組合に対する負担金

（6）「退職手当B」は、常勤の職員（常勤的非常勤職員、臨時職員及び非常勤職員を除く）に対して支給した退職手当の額（退職手当組合に対する負担金は含めない）

4　附表２「常勤職員に準ずる非常勤職員に関する調」について

本表は、令和６年度の各会計の決算明細書に基づき、常勤的非常勤職員の給与費決算額を職員区分別に分類し、次によりそれぞれ記載すること。なお、常勤的非常勤職員とは、「地方公務員災害補償法にお

ける常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について」（法令集Ｐ１４６参照）の１による、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が１８日以上ある月が引き続いて１２か月を超えるに至った職員をいう。

（１）「科目」は、常勤的非常勤職員に係る給与費（名目を問わず全ての給料を含む）が計上されている科目名

（２）「給与費決算額」は、令和６年度の決算明細書に計上された常勤的非常勤職員に対して支給した給料、報酬、賃金及び職員手当の支給額及びその総額

（３）「①のうち控除する額」及び「退職手当Ｂ」は、（２）の支給総額に子ども手当及び児童手当及び退職手当組合負担金及び退職手当が含まれている場合は、それぞれの支給額

（４）「常勤職員の勤務状況」及び「該当職員の勤務状況」は、常勤的非常勤職員であるかの判断の基準となるため、誤りのないように記載すること（対象外の職員が算入されているケースが後から発覚することが多いので特に注意すること）。

※年度途中から基金の対象となった場合の給与費総額への計上については、基金の対象となってからの給与及び手当が確定負担金の算定基礎となり、その職員の月割り額を計上することとなります。対象となった年度の支給全てが該当したり、日割り計算するわけではありませんので、ご注意ください。
〈参考〉地方公務員災害補償基金発行「災害補償 2021 年冬号（Vol.567）」Q&A Ⅱ

５　附表３「再任用短時間勤務職員に関する調」について

（１）本表は、附表１の給与費に含まれていない場合に作成すること。

（２）令和６年度の各会計の決算明細書に基づき、再任用短時間勤務職員の給与費決算額を職員区分別に分類し、次によりそれぞれ記載すること。

（３）なお、再任用短時間勤務職員とは、「地方公務員法第２８条の５」（法令集Ｐ７０３参照）による、地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、常勤職員よりも短い勤務時間で採用されている職員をいう。

（４）「科目」、「給与費決算総額①」、「①のうち子ども手当及び児童手当額②」、「常勤職員の勤務状況」及び「該当職員の勤務状況」は、「常勤職員に準ずる非常勤職員に関する調」と同様に、再任用短時間勤務職員についてそれぞれ記載すること。
※本表における「給与費決算額①」については総額のみの記載で可

６　附表４「基金の補償対象外の会計年度任用職員等への支給額に関する調」について

本表は、令和６年度の各会計の決算明細書に基づき、基金の補償対象外の会計年度任用職員等への支給額を職員区分別に記載すること。
※常勤職員及び常勤的非常勤職員と給与項目が完全に分かれている場合は作成不要とする。
なお、作成しない場合は、作成不要である旨を提出文書・メール文等に記載し、申告すること。

※会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、令和２年度決算から、フルタイムの会計年度任用職員の給料と手当、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当が、常勤職員と同じ区分に計上されることとなるため、報告書に記載する給与費総額は決算書上の数値から、基金の対象とならない（常勤的非常勤職員ではない）会計年度任用職員の分を除算する必要があります。
〈参考〉地方公務員災害補償基金発行「災害補償 2021 年冬号（Vol.567）」Q&A Ⅱ

◎ その他

報告書、集計表、各附表のほか、**令和６年度歳出決算事項別明細書の写し**をご提出いただきますが、ご提出の際は、歳出決算に係る附属調書の報酬・給与・職員手当・子ども手当及び児童手当・賃金等人件費決算額の数値について、当該決算書で個々に確認できない場合は、**必ず算出内訳など個々の数値が確認できる書類や、メモ書き等の書類を添付するとともに関係部分をマーカーで明示し、必要に応じて合計金額等の記入をお願いいたします。**